

宮代町建設工事等検査要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宮代町契約規則(昭和62年宮代町規則第7号。以下「契約規則」という。)第33条の規定に基づき、町が発注する建設工事、業務委託及び物品購入(以下「工事等」という。)に係る検査に関し、法令その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事検査員 宮代町行政組織規則(平成6年規則第20号)第5条に規定する工事検査員をいう。
- (2) 検査員 工事検査員の検査対象以外の工事等を所管する担当室長をいう。
- (3) 完成検査 完成又は完了した工事等について行う検査をいう。
- (4) 中間検査 建設工事の施工中において随時行う検査をいう。
- (5) 既成部分検査 建設工事の既成部分について部分払いをしようとするときに行う検査をいう。
- (6) 所属長 工事等を担当する課等の長をいう。
- (7) 監督員 契約規則第32条の規定により、監督職員として指定された者をいう。

(検査の対象範囲)

第3条 検査対象となる工事等の範囲は、工事検査員及び検査員の区分に応じ、それぞれ次のとおりとする。

区 分	工事等の検査対象範囲
工事検査員	請負金額が130万円を超える建設工事
検査員	(ア) 請負金額が50万円以上130万円以下の建設工事 (イ) 契約金額が50万円以上の業務委託及び物品購入

(工事概要の通知)

第4条 所属長は、その所管に係る建設工事では工事検査員の検査対象工事の請負契約締結伺い決裁後、速やかに工事概要調書(様式第1号)を工事検査室長(以下「検査室長」という。)に提出しなければならない。

(工事検査員の検査手続き)

第5条 所属長は、請負者から建設工事の工事完成通知書の提出又は部分払いの申し出があったときは、速やかに当該工事の状況を確認の上、建設工事検査依頼書(様式第2号)を検査室長に提出しなければならない。

- 2 所属長は、建設工事の中間検査の必要があると認めたときは、建設工事検査依頼書(様式第2号)を検査室長に提出しなければならない。
- 3 検査室長は、前2項の依頼があったときは、建設工事検査命令書(様式第2号)により速やかに工事検査員に建設工事の検査を行わせるものとする。

(検査員の検査手続き)

第6条 所属長は、請負者から建設工事（工事検査員の検査対象工事を除く。）の工事完成通知書の提出があったとき、又は受託者から委託業務の委託業務完了通知書の提出があったときは、遅滞なく検査員に当該工事又は委託業務の検査を行わせるものとする。

2 前項に規定する検査は、工事等検査命令書（様式第3号）により行うものとする。

（書類の提出等）

第7条 工事検査員は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ所属長に対し、当該検査に関係する書類等の提出若しくは説明を求めることができる。

（工事検査の立会い）

第8条 工事検査員の行う検査には、請負者並びに所属長又は所属長が指名する職員及び監督員が立ち会わなければならない。

（検査の方法）

第9条 検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づき行うものとする。

2 外部から検査を行うことが困難である部分の検査の承認は、監督員の記録等により考査認定することができる。

（契約に違反する場合の措置）

第10条 検査室長は、工事検査員の検査の結果、契約条項に違反するものがあると認めるときは、建設工事手直し指示書（様式第4号）により、所属長に手直しを指示するものとする。この場合において、違反の事実が重大であると認めるものについては、遅滞なく町長に報告し、その指示に基づき必要な措置を講じなければならない。

2 所属長は、前項の建設工事手直し指示書を受領したときは、直ちに当該契約の相手方に対し、期日を指定して手直しを請求しなければならない。

3 所属長は、前項の手直しが完了したときは、建設工事手直し報告書（様式第4号）により、検査室長に報告しなければならない。

4 検査室長は、前項の手直し報告を受けたときは、当該手直し部分の検査を指定の工事検査員に行わせるものとする。ただし、工事検査員が軽易な手直しと認めたものであって、かつ、所属長から適正に手直しの完了を確認した旨の報告を受けたときは、この限りでない。

5 検査員の行う検査において契約条項に違反するものがあると認めるときは、検査員は直ちに工事等手直し報告書（様式第5号）により所属長に報告しなければならない。

6 所属長は、前項の報告を受けたときは、直ちに当該契約の相手方に対し、期日を指定して手直しを請求しなければならない。

7 所属長は、第5項の違反の事実が重大であると認めるものについては、遅滞なく町長に報告し、その指示に基づき必要な措置を講じなければならない。

（検査の結果報告及び検査調書の作成）

第11条 工事検査員又は検査員は、完成検査（工事の既成部分又は中間の検査を含む。）を終了したときは、建設工事検査報告書（様式第6号）又は委託業務検査報告書（様式第10号）を作成するものとする。この場合において、工事検査員の作成する報告書については工事検査室長に、検査員の作成する報告書については所属長に、それぞれ報告しなければならない。

2 工事等の監督員は、前項の報告書により、その検査結果を町長に報告しなければならない。

3 工事検査員又は検査員は、検査（中間検査を除く。）の結果について適正と認めるときは、

建設工事検査調書（様式第7号）若しくは建設工事既成部分認定調書（様式第8号）又は委託業務検査調書（様式第11号）を、所管する所属長に送付しなければならない。

4 所属長は、前項の調書を受理したときは、宮代町建設工事請負契約約款又は宮代町委託契約約款の定めにより、請負者等に通知（様式第9号又は様式第12号）するものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、工事等の検査に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

2 この訓令の施行前に契約を締結した工事等で施行日以後に行う検査については、なお従前の例による。